		日号外	ページ
一	**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省** 特定事業者又は認定管理統括事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針の一部を改正する告示	三一	68	九五四
二	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき指定調査機関を指定した件	三一	68	九六一
一	**○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省** 再商品化義務総量の一部を改正する件	三一	68	九六一
二	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件	三一	68	九六二
三	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件	三一	68	九六三
四	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件	三一	68	九六三
五	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件	三一	68	九六七
六	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件	三一	68	九七〇
七	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価の一部を改正する件	三一	68	九七〇
八	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条第六項の規定に基づき主務大臣が指定する保管施設を指定した件	三一	68	九七二
七	**○財務省、農林水産省** 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	三一	68	九七三
八	農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件	二〇	54	七七
九	中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件	二〇	54	七八
一〇	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金を指定する等の件の一部を改正する件	三一	68	九八〇
一	**○財務省、農林水産省、経済産業省** 株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件	六	三	
二	**○財務省、経済産業省** 株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件	三一	68	九八一
三	事業再編の実施に関する指針の一部を改正する告示	三一	特25	三三〇
四	事業適応の実施に関する指針の一部を改正する告示	三一	特25	三三一
二	**○国税庁** 個人情報の保護に関する法律の規定に基づく国税庁長官の権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件	三一	68	九八四
三	個人情報の保護に関する法律の規定に基づく開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件	三一	68	九八四
四	個人情報の保護に関する法律の規定に基づき財務大臣から国税庁長官に委任された権限又は事務の一部を委任する件の一部を改正する件	三一	68	九八四
五	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十三項に規定する国税庁長官の定める基準を定める件	三一	68	九九五
六	租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件	三一	68	九九六
七	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第六項第五号ニに規定する国税庁長官が定めるところを定める件の一部を改正する件	三一	特25	三三三
八	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第二条第七項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	三一	特25	三三三
九	国税局長又は税務署長に取り扱わせる国税庁長官の権限に属する事務を定める件の一部を改正する件	三一	特25	三三三